

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（令和3年11月8日京都市条例第7号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

児童館及び学童保育所の利用料金の適正化を図るとともに、京都市新道児童館の位置を変更する必要があるため、京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、京都市新道児童館の位置を変更することについては、市規則で定める日から施行することとしました。また、第8条及び第10条の改正規定並びに附則第3項の規定については、令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月8日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 7 号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「受けた者」の右に「(以下「被許可者」という。)」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「定める額」を「掲げる額」に改め、「第6条の許可を受けた者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 各月（8月を除く。）における利用料金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 月曜日から金曜日までの期間につきそれぞれ午後5時まで利用することの許可を受けた場合 1月につき9,000円

イ 月曜日から金曜日までの期間につきそれぞれ午後6時30分まで利用することの許可を受けた場合 1月につき11,000円

ウ 月曜日から土曜日までの期間につきそれぞれ午後5時まで利用することの許可を受けた場合 1月につき11,000円

エ 月曜日から土曜日までの期間につきそれぞれ午後6時30分まで利用することの許可を受けた場合 1月につき12,000円

(2) 8月における利用料金 13,000円

第8条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、被許可者が本市の区域内に住所を有しない場合における利用料金の額は、同項の規定により指定管理者が定める額に本市の区域内に住所を有する者との均衡を考慮して市長が定める額を加えた額とする。ただし、被許可者が住所を有する市町村が当該市長が定める額に相当する額を負担する場合は、この限りでない。

第10条中「特別の理由がある」を「被許可者の属する世帯における市町村民税又は所得税の課税非課税の別その他の事情を勘案して適当」に改める。

別表第1京都市新道児童館の項中「京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町130番地」を「京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町572番地」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この条例の公布の日

(2) 別表第1の改正規定 市規則で定める日

(3) 第8条及び第10条の改正規定並びに附則第3項の規定 令和4年4月1日

(準備行為)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の京都市児童館及び学童保育所条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による児童館及び学童保育所の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)